ユニット型特別養護老人ホーム 自在園
運　　営　　規　　程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人御荘福祉施設協会（以下「本会」という。）が開設するユニット型特別養護老人ホーム（ユニット型指定介護老人福祉施設）自在園（以下「ホーム」という。）及び施設に併設されるユニット型短期入所生活介護事業所自在園（以下「短期入所生活介護事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　ホームは、少数の居室及び当該居室に隣接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活の復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入者が相互に社会的関係を築きながら入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

２　短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

３　介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

４　ホーム及び短期入所生活介護事業所並びに介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

（施設の名称及び所在地）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　ユニット型特別養護老人ホーム自在園
　　ユニット型短期入所生活介護事業所自在園

（２）所在地　　愛媛県南宇和郡愛南町満倉２３０１番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員数を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

（１）施設長　１人
　職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）医師（非常勤）　１人以上
　入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

（３）生活相談員　常勤換算方法で１人以上
　入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供される

よう施設内のサービスの調整、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

（４）看護職員 常勤換算方法で２人以上
医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

（５）介護職員　常勤換算方法で１２人以上
（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを１人）
入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

（６）栄養士又は管理栄養士　１人以上
入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

（７）機能訓練指導員　１人以上
入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

（８）介護支援専門員　１人以上
施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価を行う。

２　前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（職員の勤務体制等）

第５条　施設の職員の勤務体制は、本会就業規則の定めるところによる。

２　施設長は、毎月の勤務表を前月２５日までに策定し、当該職員に周知するものとする。

３　施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

４　本会理事長は、施設の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

５　ホーム及び短期入所生活介護事業所の施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めるものとする。

（入居定員）

第６条　ホームの入居者の定員は、４０人とする。

２　短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の利用定員は、空床利用型とし、ホームの定員を超えないものとする。

２　施設は、災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

（居室及びユニット）

第７条　施設が提供する一の居室は原則個室とする。その際、選択する居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

２　ユニットの数は、４とする。

３　居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

４　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

５　１ユニットの定員は、１０人とする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第８条　施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとす

る。

（受給資格等の確認）

第９条　施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

２　施設は前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供するように努めるものとする。

（入退居）

第10条　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けとることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

２　施設は、正当な理由もなく、施設サービスの提供を拒んではならない。

３　施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難な場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保険施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。

４　施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

５　施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。

６　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議しなければならない。

７　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

８　施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第11条　施設は、入居の際に要介護認定等を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

２　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入退居の記録の記載）

第12条　施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（利用料その他の費用の額）

第13条　施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。（別表１）

２　事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる額を徴収することができる。なお、（１）食費及び（２）居住費については、入居者が市町村から介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

（１）食費（ホーム）	１日当たり	１，６５０円
〃（短期入所）	１食当たり（朝食）	３５０円
〃　〃	〃（昼食）	７００円
〃　〃	〃（夕食）	６００円
（２）居住費（滞在費）	１日当たり	２，０６６円
（３）預り金管理料	１年当たり	６，０００円
	１年当たり（現金のみ）	３，０００円
（４）理美容代		実費

（５）特別な食事　利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等　　実費
（６）レクリエーション、クラブ活動　　実費
（７）送迎に要する費用（短期入所）（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
通常の実施地域（南宇和郡）以外の場合、厚生労働大臣が定める額に実施地域を超える１㎞毎に１００円を加算した額とする。
（８）やすらぎの間使用料（通夜式、葬式会場として使用する場合）
24時間ごと（24時間に満たない場合は24時間になります。）　３，０００円
（９）家族宿泊室使用料
24時間ごと（24時間に満たない場合は24時間になります。）　３，０００円
(10) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適用と認められるもの　　実費

３　施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、あらかじめ入居者又はその家族に対し、説明を行い入居者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条　施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスへの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

（施設サービス計画の作成）

第15条　施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　前項の規程により作成する施設サービス計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン策定研究会方式）とする。

３　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

４　計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の職　員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、注意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

５　計画担当介護職員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。

６　計画担当介護職員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき問題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

７　第３項から第５項までの規程は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

８　短期入所介護サービス、介護予防短期入所介護サービスにおいてサービス利用を作成した場合及びサービス計画の変更を行った場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者の担当介護支援専門員に対してサービス計画書を提出しなければならない。

（施設サービスの取扱方針）

第16条　施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適当に行うものとする。

２　施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3　施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わければならない。
4　施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
5　施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
6　施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

（介護）
第17条　介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の自立の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
2　施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭するものとする。但し、利用者に疾病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。
3　施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
4　施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えるものとする。
5　施設は、入居者に対し、前各号に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
6　施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
7　施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

（食事の提供）
第18条　食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
2　食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

（相談及び援助）
第19条　施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）
第20条　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
2　施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
3　施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）
第21条　施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）
第22条　施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
2　施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載しな

ければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第23条　施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

（入居者に関する市町村への通知）

第24条　施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

（１）正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第25条　入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、入居者相互の親睦と融和に努めなければならない。

（１）火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。

（２）建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

（３）喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。

（４）許可なく飲酒しないこと。

２　入居者が外泊しようとするときは、施設長に届け出て、許可を得なければならない。

３　入居者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を職員に申し出なければならない。

（緊急時における対応）

第26条　施設は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師又は協力医療機関の協力を得て、当該配置医師及び当該医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくものとする。

２　施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

（協力医療機関等）

第26条の２　施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておくものとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えないこととする。

（１）入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

（２）施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保しておくこと。

（３）入居者の病状が急変した場合等において、施設の配置医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

２　施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県知事に届け出るものとする。

３　施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症を

いう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
4　施設は協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
5　施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やか入所させることができるように努めるものとする。
6　施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（事故発生時の対応）
第27条　施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2　施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
3　施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
4　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
（１）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
（３）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（非常災害対策）
第28条　施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（安全管理体制）
第29条　施設は、施設サービスを提供する過程で発生する事故の防止、解消する体制を確立し、適切・安全なサービスの提供に資するため「介護事故発生防止委員会」を設置し、必要な取組みを行なうものとする。

（衛生管理及び感染症対策）
第30条　施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
2　施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（身体拘束廃止・虐待防止に向けた体制等）
第31条　施設は入所者に施設サービスを提供する過程で人としての尊厳と誇りを尊重し、行動を

制限することなく、生活機能を高めながら自由で穏やかな生活を送っていただくため、身体拘束及び虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

（１）法人では、身体拘束・高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は特養施設長とし、委員長が業務を代行する。

（２）身体拘束・高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

（３）職員は、年２回以上、身体拘束及び虐待発生防止に向けた研修を受講する。

（４）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体拘束・高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（５）施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（褥瘡防止体制）

第32条　施設は入居者が褥瘡を発生しないような適切な介護・看護を行なうと共にその発生を防止するための指針を策定し、その他褥瘡防止の必要な取組みを行なうものとする。

（苦情処理）

第33条　施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

２　施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密保持等）

第34条　施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

３　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第35条　施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（掲示及び広告等）

第36条　施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利

用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示するものとする。

2　施設は、重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができるものとする。

3　施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

4　施設は、施設について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域との連携等）

第37条　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第38条　施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（職員の研修）

第39条　施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）　採用時研修 採用後６か月以内に実施

（２）　継続研修 年１回以上

2　必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（ハラスメントの防止）

第40条　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画）

第41条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（会計の区分）

第42条　施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2　施設の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

（記録の整備等）

第43条　施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（１）第16条第６項の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録

（２）第31条第５号の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の入居者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（３）第24条の規定による市町村への通知に係る記録
（４）第33条の規定による苦情の内容等の記録
（５）第27条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（委任）
第44条　この規程に定める事項のほか、施設の運営について必要がある場合は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年３月 31 日厚生省令第 39 号）及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年３月 31 日厚生省令第 46 号)によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

附　　則
この規程は、平成25年４月１日から施行する。
平成25年５月27日改正　（施行期日）この規程は、平成 25 年４月１日から適用する。
平成25年11月19日改正　（施行期日）この規程は、平成 25 年４月１日から適用する。
この規程は、平成26年４月１日から適用する。
この規程は、平成27年４月１日から適用する。
この規程は、平成27年８月１日から適用する。
この規程は、平成28年４月１日から適用する。
この規程は、平成29年４月１日から適用する。
この規程は、平成30年４月１日から適用する。
この規程は、平成30年８月１日から適用する。
この規程は、平成31年１月１日から適用する。
この規程は、平成31年４月１日から適用する。
この規程は、令和元年10月１日から適用する。
この規程は、令和２年４月１日から適用する。
この規程は、令和３年４月１日から適用する。
この規程は、令和４年４月１日から適用する。
この規程は、令和６年４月１日から適用する。
この規程は、令和６年８月１日から適用する。
この規程は、令和８年８月１日から適用する。

（別表１）

利用料その他の費用の額（法定受領代理サービスの額）

１．ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

介　護　度	１日あたりの額	うち自己負担額		
		１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	６，７００円	６７０円	１，３４０円	２，０１０円
要介護２	７，４００円	７４０円	１，４８０円	２，２２０円
要介護３	８，１５０円	８１５円	１，６３０円	２，４４５円
要介護４	８，８６０円	８８６円	１，７７２円	２，６５８円
要介護５	９，５５０円	９５５円	１，９１０円	２，８６５円

２．加算料金

加算名		単位	金額	うち個人負担額		
				１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
日常生活継続支援加算（Ⅱ）		１日あたり	４６０円	４６円	９２円	１３８円
看護体制加算（Ⅰ）イ		１日あたり	６０円	６円	１２円	１８円
看護体制加算（Ⅱ）イ		１日あたり	１３０円	１３円	２６円	３９円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ		１日あたり	３３０円	３３円	６６円	９９円
個別機能訓練加算（１）		１日あたり	１２０円	１２円	２４円	３６円
個別機能訓練加算（Ⅱ）		１月あたり	２００円	２０円	４０円	６０円
個別機能訓練加算（Ⅲ）		１月あたり	２００円	２０円	４０円	６０円
ＡＤＬ等維持加算（Ⅰ）		１月あたり	３００円	３０円	６０円	９０円
ＡＤＬ等維持加算（Ⅱ）		１月あたり	６００円	６０円	１２０円	１８０円
若年性認知症入所者受入加算		１日あたり	１，２００円	１２０円	２４０円	３６０円
精神科医療養指導加算		１日あたり	５０円	５円	１０円	１５円
外泊時費用		１日あたり	２，４６０円	２４６円	４９２円	７３８円
外泊時在宅サービス利用費用		１日あたり	５，６００円	５６０円	１，１２０円	１，６８０円
初期加算		１日あたり	３００円	３０円	６０円	９０円
退所時栄養情報連携加算		１回あたり	７００円	７０円	１４０円	２１０円
再入所時栄養連携加算		１回あたり	２，０００円	２００円	４００円	６００円
退所前訪問相談援助加算		１回あたり	４，６００円	４６０円	９２０円	１，３８０円
退所後訪問相談援助加算		１回あたり	４，６００円	４６０円	９２０円	１，３８０円
退所時相談援助加算		１回あたり	４，０００円	４００円	８００円	１，２００円
退所前連携加算		１回あたり	５，０００円	５００円	１，０００円	１，５００円
退所時情報提供加算		１回あたり	２，５００円	２５０円	５００円	７５０円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）		１月あたり	５００円	５０円	１００円	１５０円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）		１月あたり	５０円	５円	１０円	１５円
栄養マネジメント強化加算		１日あたり	１１０円	１１円	２２円	３３円
経口移行加算		１日あたり	２８０円	２８円	５６円	８４円
経口維持加算（Ⅰ）		１月あたり	４，０００円	４００円	８００円	１，２００円
経口維持加算（Ⅱ）		１月あたり	１，０００円	１００円	２００円	３００円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		１月あたり	９００円	９０円	１８０円	２７０円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		１月あたり	１，１００円	１１０円	２２０円	３３０円
療養食加算		１回あたり	６０円	６円	１２円	１８円
特別通院送迎加算		１月あたり	５，９４０円	５９４円	１，１８８円	１，７８２円
配置医師緊急対応加算	勤務時間外	１回あたり	３，２５０円	３２５円	６５０円	９７５円
	夜間・早朝	１回あたり	６，５００円	６５０円	１，３００円	１，９５０円
	深夜	１回あたり	１３，０００円	１，３００円	２，６００円	３，９００円
看取り介護加算（Ⅱ）		下記※１-①	７２０円	７２円	１４４円	２１６円
		下記※１-②	１，４４０円	１４４円	２８８円	４３２円

	下記※1-③	7,800円	780円	1,560円	2,340円
	下記※1-④	15,800円	1,580円	3,160円	4,740円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日あたり	40円	4円	8円	12円
認知症チームケア加算（Ⅰ）	1月あたり	1,500円	150円	300円	450円
認知症チームケア加算（Ⅱ）	1月あたり	1,200円	120円	240円	360円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり	2,000円	200円	400円	600円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月あたり	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月あたり	130円	13円	26円	39円
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月あたり	100円	10円	20円	30円
排せつ支援加算（Ⅱ）	1月あたり	150円	15円	30円	45円
排せつ支援加算（Ⅲ）	1月あたり	200円	20円	40円	60円
自立支援促進加算	1月あたり	2,800円	280円	560円	840円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月あたり	400円	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月あたり	500円	50円	100円	150円
安全対策体制加算	入所初日	200円	20円	40円	60円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月あたり	50円	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費	1日あたり	2,400円	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月あたり	100円	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	1月あたり	合計総単位数の17.6%	算定金額の1割	算定金額の2割	算定金額の3割

※1.見取り介護加算の単位
①死亡日以前31日以上45日以下について1日につき
②死亡日以前4日以上30日以下について1日につき
③死亡日の前日及び前々日について1日につき
④死亡日について1日につき

（別表１－２）

利用料その他の費用の額（法定受領代理サービスの額）

１．併設ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）

介　護　度	１日あたりの額	うち自己負担額		
		１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	７，０４０円	７０４円	１，４０８円	２，１１２円
要介護２	７，７２０円	７７２円	１，５４４円	２，３１６円
要介護３	８，４７０円	８４７円	１，６９４円	２，５４１円
要介護４	９，１８０円	９１８円	１，８３６円	２，７５４円
要介護５	９，８７０円	９８７円	１，７９４円	２，６９１円

＊連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合

介　護　度	１日あたりの額	うち自己負担額		
		１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	６，７００円	６７０円	１，３４０円	２，０１０円
要介護２	７，４００円	７４０円	１，４８０円	２，２２０円
要介護３	８，１５０円	８１５円	１，６３０円	２，４４５円
要介護４	８，８６０円	８８６円	１，７７２円	２，６５８円
要介護５	９，５５０円	９５５円	１，９１０円	２，８６５円

２．加算料金

加算名	単位	金額	うち自己負担額		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
機能訓練体制加算	１日あたり	１２０円	１２円	２４円	３６円
個別機能訓練加算	１日あたり	５６０円	５６円	１１２円	１６８円
看護体制加算（Ⅰ）ロ	１日あたり	４０円	４円	８円	１２円
看護体制加算（Ⅱ）ロ	１日あたり	８０円	８円	１６円	２４円
医療連携強化加算	１日あたり	５８０円	５８円	１１６円	１７４円
看取り連携体制加算	１日あたり	６４０円	６４円	１２８円	１９２円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	１日あたり	２００円	２０円	４０円	６０円
認知症・心理症状緊急対応加算	１日あたり	２，０００円	２００円	４００円	６００円
若年性認知症入所者受入加算	１日あたり	１，２００円	１２０円	２４０円	３６０円
送迎加算	１回あたり	１，８４０円	１８４円	３６８円	５５２円
緊急短期入所受入加算	１日あたり	９００円	９０円	１８０円	２７０円
長期入所減算(31日以上60日以下)	１日あたり	△３００円	△３０円	△６０円	△９０円
口腔連携強化加算	１回あたり	５００円	５０円	１００円	１５０円
療養食加算	１回あたり	８０円	８円	１６円	２４円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	１日あたり	４０円	４円	８円	１２円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１月あたり	１，０００円	１００円	２００円	３００円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１月あたり	１００円	１０円	２０円	３０円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	１日あたり	２２０円	２２円	４４円	６６円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	１月あたり	合計総単位数の17.6%	算定金額の１割	算定金額の２割	算定金額の３割

（別表１－３）

利用料その他の費用の額（法定受領代理サービスの額）

１．併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）

介　護　度	１日あたりの額	うち自己負担額		
		１割負担の場合	２割負担の場合	２割負担の場合
要 支 援 １	５，２９０円	５２９円	１，０５８円	１，５８７円
要 支 援 ２	６，５６０円	６５６円	１，３１２円	１，９６８円

＊連続 31 日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合

介　護　度	１日あたりの額	うち自己負担額		
		１割負担の場合	２割負担の場合	２割負担の場合
要 支 援 １	５，０３０円	５０３円	１，００６円	１，５０９円
要 支 援 ２	６，２３０円	６２３円	１，２４６円	１，８６９円

２．加算料金

加算名	単位	金額	うち個人負担額		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
機能訓練体制加算	１日あたり	１２０円	１２円	２４円	３６円
個別機能訓練加算	１日あたり	５６０円	５６円	１１２円	１６８円
認知症・心理症状緊急対応加算	１日あたり	２，０００円	２００円	４００円	６００円
若年性認知症入所者受入加算	１日あたり	１，２００円	１２０円	２４０円	３６０円
送迎加算	１回あたり	１，８４０円	１８４円	３６８円	５５２円
口腔連携強化加算	１回あたり	５００円	５０円	１００円	１５０円
療養食加算	１回あたり	８０円	８円	１６円	２４円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	１日あたり	４０円	４円	８円	１２円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１月あたり	１，０００円	１００円	２００円	３００円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１月あたり	１００円	１０円	２０円	３０円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１日あたり	２２０円	２２円	４４円	６６円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	１月あたり	合計総単位数の 17.6%	算定金額の１割	算定金額の２割	算定金額の３割